

主なテーマと対応の考え方

ワクチン

テーマ	厚生労働省の行つたこと	基本的考え方
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成21年7月30日～9月30日まで計13回意見交換会を実施するほか、9月6日から13日までパブリックコメントを行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 確保できるワクチンの量が限られており、一定量が順次出荷されることがから、死亡者重症者の発生をできる限り減らすこと及びそのために必要な医療を確保するという目標に則し、優先接種対象者を決めた。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成21年10月1日 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「新型インフルエンザ（A／H1N1）ワクチン接種の基本方針」（政府の新型インフルエンザ対策本部） <ul style="list-style-type: none"> ・当面、確保できるワクチン量に限りがあり、その供給も順次行われていく見通しであることから、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすこと及びそのためには必要な医療を確保することという目的に照らし、①インフルエンザ患者の診療に直接従事する医療従事者（救急隊員を含む）、②妊婦及び基礎疾患有する者、③1歳～小学校低学年に相当する年齢の者、④1歳未満の児の保護者等の順に優先的に接種を開始。 ・小学校高学年、中学生、高校生に相当する年齢の者及び65歳以上の高齢者についても、優先的に接種。 ・優先的に接種する者以外の者に対する接種は、優先的に接種する者への接種事業の状況等を踏まえ、対応。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 接種や出荷の状況に応じ、都道府県の判断で、接種スケジュールの前倒しを可能とした。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成21年10月2日 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「新型インフルエンザ（A／H1N1）ワクチンの接種について」（厚生労働省） <ul style="list-style-type: none"> ・一つのカテゴリーの接種が終了してから次のカテゴリーの接種を開始するものではなく、出荷の状況を踏まえ、各カテゴリー一接種を開始。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「新型インフルエンザ（A／H1N1）ワクチンの接種に関する事業実施要綱」（厚生労働事務次官通知） <ul style="list-style-type: none"> ・国は、接種事業の考え方、優先順位の設定趣旨や内容、ワクチン確保の見込み等から、「標準的接種スケジュール」において、接種を開始する標準的な時期を、接種対象者ごとに設定。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成21年10月13日 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「新型インフルエンザ（A／H1N1）ワクチンの接種に関する事業実施要綱」（厚生労働事務次官通知） <ul style="list-style-type: none"> ・国は、接種事業の見込み等から、「標準的接種スケジュール」において、接種を開始する標準的な時期を、接種対象者ごとに設定。 	

主なテーマと対応の考え方

	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県は、標準的接種スケジュール及びワクチンの供給計画をもとに、「具体的な接種スケジュール」において、接種を開始する具体的な時期及び期間を接種対象者ごとに設定。 ・都道府県は、接種状況やワクチンの在庫状況等を勘案し、適宜、次の接種者への接種を開始。
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「受託医療機関における新型インフルエンザ（A／H1N1）ワクチン接種実施要領」（厚生労働事務次官通知） ・受託医療機関は、都道府県が決定した開始時期に従い接種。
	<p>○ <u>接種開始時期の前倒し</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 平成21年10月22日 <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠や基礎疾患を有する者の接種開始時期の前倒しについて都道府県に依頼 ▶ 平成21年11月6日 <ul style="list-style-type: none"> ・小児の接種開始時期の前倒しについて都道府県に依頼 ▶ 平成21年11月17日 <ul style="list-style-type: none"> ・1歳未満の保護者等、小学校高学年、中学生の接種開始時期の前倒しについて都道府県に依頼 ▶ 平成21年12月16日 <ul style="list-style-type: none"> ・高校生、高齢者の接種開始時期の前倒しについて都道府県に依頼
	<p>○ 輸入ワクチンの特例承認に係る答申の結果、健康成人への接種の見通しが立つことなどから、健康成人への接種を開始することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ なお、1月15日以前の状況は、高齢者の接種を開始していた都道府県は14県にとどまっており（年始時点で

ワクチン

主なテーマと対応の考え方

		は2県のみ) ・輸入ワクチンの承認までは、国産ワクチ ンのみを前提にスケジュールを考える 必要があつたこと、 などから、異なる前倒しは大きな混乱を招くおそれがあると考 えた。
--	--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------